

改正 2018年6月20日

2019年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則第30条に掲げる人工知能高等研究所（以下「研究所」という。）について、その組織、運営等必要な事項を定めるものとする。

(所在地)

第2条 研究所は、中京大学（以下「本学」という。）豊田キャンパスに置く。

(目的)

第3条 研究所は、工学及び関連学際領域を含む広い視野から人工知能に関わる共同研究を総合的に推進し、かつ、この分野において国内及び国外にわたる産学の協力の場を提供することによって、高度な人工知能の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 共同研究
- (2) 国際研究協力
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 研究成果等の刊行
- (5) 研究資料の収集・整備
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 研究所の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 研究員
- (2) 特任研究員
- (3) 客員研究員

(研究員)

第6条 研究所に研究員を置く。

- 2 研究員は、本学専任教職員の申請に基づき、第11条第4号の研究員総会の審議を経て、学長が任命する。
- 3 研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事し、研究所の行う事業に参加しなければならない。
- 4 研究員は、研究所の施設及び資料を使用することができる。
- 5 研究員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの3年間とし、更新の手続による再任を妨げない。
- 6 前項の規定にかかわらず、この期間外に本条第2項を適用するときは、研究員総会の審議を経て、当該任期の残りの期間を任期として研究員になることを認めることができる。
- 7 本条第5項の規定にかかわらず、研究員総会が適当と認めるときは、研究員の任期を4月1日から翌年3月31日までの1年間とすることができる。
- 8 研究所の目的に著しく違反する行為又は研究所の社会的信用を失墜させる行為があるときは、学長は、研究員総会の審議を経て、研究員を解任することができる。
- 9 前各項に規定するもののほか、研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。

(特任研究員)

第7条 研究所の研究プロジェクトが行う研究活動に携わらせるため、研究所に特任研究員を置くことができる。

- 2 特任研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事し、研究所の行う事業に参加しなければならない。
- 3 特任研究員は、研究所の施設及び資料を使用することができる。
- 4 特任研究員は、第20条のプロジェクトの代表者又は研究員の推薦書、研究業績等を記録した書類

及び研究業績を示す必要資料に基づく第11条第5号の運営委員会の推薦により、研究員総会の審議を経て、学長が任命する。

5 特任研究員の任期は、4月1日から明明後年3月31日までの3年間とし、更新の手続による再任を妨げない。

6 前項の規定にかかわらず、この期間外に本条第4項を適用するときは、研究員総会の審議を経て、当該任期の残りの期間を任期として特任研究員になることを認めることができる。

7 前条第7項の規定は、特任研究員について準用する。任期の途中で研究事業の中止、大幅な変更、組織の改編等やむを得ない事情があるときは、学長は、研究員総会の審議を経て、特任研究員を解任することができる。

8 前各項に規定するもののほか、特任研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。  
(客員研究員)

第8条 研究所に客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員は、研究所の行う事業に参加することができる。

3 客員研究員は、研究所の施設及び資料を使用することができる。

4 客員研究員は、本学又は研究所が招聘した研究者について、運営委員会の推薦により、研究員総会の審議を経て、学長が委嘱する。

5 客員研究員の委嘱期間は、任命の日から招聘期間の満了日までとする。

6 前各項に規定するもののほか、客員研究員の選任、解任及び活動に関することは、別に定める。  
(名誉所長・名誉研究員)

第9条 研究所は、所長又は研究員として研究所の発展に多大の寄与をなした者に対し、名誉所長又は名誉研究員の称号の授与を決定することができる。

2 前項の称号は、運営委員会の提案に基づいて研究員総会が決定し、学長が授与する。

3 名誉所長及び名誉研究員は、研究所の目的に合致する研究活動に従事し、研究所の行う事業に参加することができる。

4 名誉所長及び名誉研究員は、研究所の施設及び資料を使用することができる。

(研究所の使用)

第10条 研究所の構成員以外の本学専任の教職員、大学院学生及び学部学生は、所長の許可を得て研究所の施設及び資料を使用することができる。

2 前項の規定は、本学の名誉教授、客員教授、客員研究員、特任助教、博士研究員、研究科研究員及び協力研究員について準用する。

(運営組織)

第11条 研究所に、その運営のため、次の各号に掲げる職及び運営組織を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 副所長 若干名
- (3) 主任 1人
- (4) 研究員総会
- (5) 運営委員会
- (6) 幹事会
- (7) 事務局

(所長)

第12条 所長は、研究所を代表し、所務を統轄する。

2 所長は、本学の教授である研究員から研究員総会が選出し、学長が任命する。

3 所長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の途中で研究員の地位を失ったときは、その職を失う。

(副所長)

第13条 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、所長に代わって所務を遂行する。

2 副所長は、本学の教授である研究員から所長が指名し、学長が任命する。

3 副所長の任期は、3年とし、再任を妨げない。前条第3項ただし書の規定は、副所長について準用する。

(主任)

第14条 研究所の事務全般を統括し、事務局に対して研究所の事業に必要な業務全般の指示・管理を行うために、研究所に主任を置く。

2 主任は、本学の教授である研究員から所長が指名する。

3 主任の任期は、3年とし、再任を妨げない。第12条第3項ただし書の規定は、主任について準用する。

(研究員総会)

第15条 研究員総会は、すべての研究員で構成される。

2 研究員総会は、所長によって招集され、議長は、所長が当たる。

3 研究員総会は、研究所の組織、運営、経費及び研究活動に関する次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究員資格の取得・消失に関する事項

(2) 予算・決算に関する事項

(3) 企画・広報・システム管理に関する事項

(4) その他重要な事項

4 研究員総会は、その構成員総数の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決する。

5 議長は、必要に応じて外部からオブザーバーの出席を求めることができる。

(運営委員会)

第16条 研究所の運営に資するために運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、所長、副所長、所長が指名した若干名の研究員で構成する。

3 委員長は、所長が当たる。

4 委員長は、必要に応じて外部からオブザーバーの出席を求めることができる。

(事務局)

第17条 事務局は、研究所の庶務、会計、出版、資料収集、整理及び研究補助のほか、研究所の事業に必要な業務全般を行う。

(幹事会)

第18条 運営委員会の議事整理を行うために幹事会を置く。

2 幹事会は、所長、副所長及び主任で構成する。

3 幹事会は、所長によって招集され、議長は、所長が当たる。

4 議長は、必要に応じて外部からオブザーバーの出席を求めることができる。

(共同事業プロジェクト)

第19条 複数の研究員及び所外の協力者らが共同で行う事業は、研究所における期限付きの共同事業プロジェクトとして予算申請をすることができる。ただし、この共同事業のグループには、本学の専任の大学教員を2名以上含み、そのうちの1名が事業の代表者でなければならない。

2 共同事業の代表者は、年度ごとに所定の様式で事業計画書及び予算書を提出し、研究員総会の承認を得なければならない。

3 共同事業の代表者は、毎年度すみやかに事業実施報告書及び決算報告書を所長に提出し、研究員総会の承認を得なければならない。

4 共同事業の代表者は、事業期間終了後すみやかに全期間を通した事業終了報告書を所長に提出し、研究員総会の承認を得なければならない。

(共同研究プロジェクト)

第20条 複数の研究員及び特任研究員が共同で行う研究は、研究所における期限付きの共同研究プロジェクトとして予算申請をすることができる。ただし、この研究グループには、本学の専任の大学教員を2名以上含み、そのうちの1名がプロジェクトの代表者でなければならない。

2 共同研究プロジェクトの代表者は、年度ごとに所定の様式で研究計画書及び予算書を提出し、研究員総会及び先端共同研究機構運営委員会の承認を得なければならない。

3 共同研究プロジェクトの代表者は、毎年度すみやかに研究実施報告書及び決算報告書を所長に提出し、研究員総会及び先端共同研究機構運営委員会の承認を得なければならない。

4 共同研究プロジェクトの代表者は、研究期間終了後すみやかに全期間を通した研究成果報告書を所長に提出し、研究員総会及び先端共同研究機構運営委員会の承認を得なければならない。

(共用施設)

第21条 研究活動を支援するため、研究所内に人工知能、マシンビジョン及びロボティックスのための共用施設を設けることができる。

(会計年度)

第22条 研究所の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第23条 研究所の経費は、本学の経常費及び外部からの寄付金、助成金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第24条 研究所の予算は、研究所全体の運営や共同事業の実施に必要な運営予算及び共同研究プロジェクトの実施に必要な研究予算で構成する。

(決算)

第25条 所長は、毎年4月末日までに、前年度の決算書を作成し、運営予算については研究員総会、研究予算については研究員総会及び先端共同研究機構運営委員会の審議を経て、学長に提出しなければならない。

(監査)

第26条 研究所の会計に係る監査は、研究員総会が選出した監査委員が行う。

2 監査委員は、研究所構成員以外の本学の専任教職員とする。

(議事録の取扱い)

第27条 研究員総会の議事録は、研究員総会の承認を得なければならない。

2 議事録には、研究員総会の日時、場所、出席者、議事進行等の過程、審議内容及び決定事項を記録するものとし、所長及び書記双方の押印がなければならない。

3 議事録管理責任者1人を選任し、議事録及びその資料(配付、回覧、回収資料等)の管理を行う。

4 議事録及びその資料の原本は、紙媒体とし、必要に応じて、取扱注意、部外秘又は秘を明示して、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従って管理を行う。

5 議事録の原本を作成したときは、その謄本又は抄本を、学長へ直ちに送付しなければならない。

6 議事録及びその資料の原本の保存場所は研究所とし、保存期間は中京大学文書管理規程に定めるとおりとする。

7 保存期間を経過した資料は、廃棄するものとする。

8 原本、謄本又は抄本を問わず、議事録及びその資料の閲覧、複写、開示等の際は、所長又は権限を委譲された者の許可を得るものとする。

9 管理部署名称変更、統廃合等で議事録管理責任者が変更となる場合は、速やかに移管を行う。

10 その他議事録及びその資料に関する取扱いは、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従うものとする。

(細則への委任)

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に細則をもって定めることができる。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、研究員総会の発議により、先端共同研究機構運営委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。